

計手ノ待遇ニ関シテハ最近始メテ使用シタルモノニ  
シテ先年取極メ以外ノモノナレハ嘆願ノ理由ハ兼  
認シ難シ

(3) 退職手當ニ割増額ノ件

他ノ同業会社ノ規定ニ此レ決シテ劣ルモノニアラ  
ズ増額ハ承認シ難シ

(4) 救済規定ニ基ク医師診断書ニ関スル件

急病ニ際シ臨時囑託医以外ノ医師ニワキ診療ヲ受  
クルコトハ何等差支ナキモ救済ヲ受クルタメニハ  
囑託医ノ診断書ノ提出ヲ要ス

(5) 球済余支給規定改正並ニ支給期日ノ件

救済余支給ノ範圍ニ関シテハ改メ難シ唯支給時期

ニワキテハ特ニ調査上止ムヲ得ヤル場合ノ外月末  
支給スルニ努ムベシ

(6) 丁年未滿従業員待遇改正ノ件

成績ヲ診考セズシテ單ニ丁年ニ達シタルノ故ニ以  
テ一率ニ昇給セシメ難シ

(7) 臨時傭ヲ本傭ニ改ムルノ件

臨時傭ハ試用ノ意味ニヨルモノアリ又事務ニ繁用  
アルが故ニ産傭スルモノアリ期間ヲ限りテ本傭ト  
ナシ難シ

本社傭員ニシテ兵役ニ服シ除隊トナリタルモノニ  
テ成績良好ナルモノハ空席ノ存スル限り再ビ之ヲ  
採用シ来リタリ今後トモ其ノ方針ニ據ルベシ